

2026年度 教育研究の手引き(博士後期課程)

1. 人材養成と教育研究上の目的
2. 教育研究上の理念と教育課程（カリキュラム）
 - 資料①：大学院生学会発表補助規程
3. 履修指導、研究指導の方法
 - 資料② 学位授与に至るまでの標準スケジュール
 - 資料③ 博士論文研究指導計画
 - 資料④ 博士論文審査及び最終試験実施細則
4. ディプロマポリシー
5. 研究の倫理審査体制
 - 資料⑤ 研究活動ガイドライン
 - 資料⑥ 「人を対象とする研究」倫理規準
 - 資料⑦ 研究倫理委員会規程
6. 授業
7. 履修登録
8. 成績と成績
9. 単位
10. 修了要件と学位・学籍
11. 教務部案内・証明書
12. 学習における生成 AI 利用ガイドライン

東京基督教大学大学院

神学研究科 神学専攻 博士後期課程

1) 人材養成と研究教育上の目的

1) 人材養成目的

東京基督教大学大学院は、人材養成目的を「東京基督教大学大学院学則」第2条で、以下のとおりに設定している。

『東京基督教大学大学院本大学院（以下「本大学院という」は、本学の建学の精神に基づいて、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、キリスト者である男女に、神学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度専門職業人である教会教職者（牧師・宣教師・伝道者・教会教育従事者・教会主事等）および神学研究者・教育者としての深い学識、卓越した能力および品格を培い、教会と社会の安寧と発展に寄与することを目的とする。』

また博士後期課程の目的を「本大学院学則」第5条4項で、以下の通り定めている。

『博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。』

2) 教育研究上の目的

本大学院神学研究科神学専攻博士課程の教育研究上の目的を「本大学院学則」第8条で、以下の通り定める。

『豊かな学識を養い、神学上の総合的な方法論を用いて高度で創造的な神学研究を行う。これにより、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学上の諸課題について提言し、新しい未来の構築に貢献できる、本学や国内外の大学及び神学教育機関の神学研究者・教育者、教会・宣教団体・キリスト教 NPO/NGO 等の神学における高度な専門性と研究能力を持った指導者を養成することを目的とする。』

2. 教育研究上の理念と教育課程(カリキュラム)

1) 教育研究上の理念

上記の人材養成の目的を達成するために、博士後期課程においては、以下の教育研究理念に基づき研究を行う。

本博士後期課程では、神学に関する専門的知識に基づいて今日の神学上の課題について分析・統合し、グローバル化する日本と世界における教会と社会のあり方について創造的・建設的に提言し、またそれを構築することに貢献できる能力を身に付けた神学研究者・教育者及び神学の高度な研究能力を有した指導者を養成するために、神学に関する広範で深遠な知識の学修を可能にする研究指導を行う。その際、研究は高い倫理性を反映するものであることに留意する。

博士後期課程では、「研究領域」を修士課程と同様に以下の2区分とするとともに、研究の高度化・専門化を図るために、それぞれに「専門分野」を設け、以下の学術上の理念に基づき研究指導を行う。

①「聖書学」領域

「聖書学」領域（専門分野：旧約聖書学・新約聖書学・聖書解釈学）では、「源泉に立ち返る」というプロテスタント・キリスト教の伝統に立ち、聖書原語である古典ヘブライ語・アラム語またはヘレニズム期ギリシア語に基づき、聖書各書の使信や特定の主題について歴史的・文法的方法論を含む学際的な方法論を用いて、書かれた文化脈において総合的に理解するとともに、歴史上の諸解釈との対話をとおして新たに解釈し、その今日的意味を問う、より高度な学術研究を行う。特に、聖書各書が反映する言語、文学、歴史、文化、思想、宗教、社会等の諸側面を学術的に検証する学際的な方法論を重要視する。同時に、旧約・新約聖書をキリスト教正典として歴史的展開の中で統合して理解する聖書神学的観点にも配慮する。

②「神学・教会」領域

「神学・教会」領域（専門分野：キリスト教哲学・キリスト教神学・実践神学）では、各専門分野の方法論を用いて、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学的諸課題について高度な学術研究を行う。キリスト教哲学では、科学技術が高度に発達し、宗教の多元化が進行する社会で、キリスト教が個人の内面の諸課題を扱うと同時に、いかにして公共的役割を果たしうるのか、またコミュニティ形成のモラルにどのように資することができるのか、等の公共哲学的な問いに関する研究を行う。キリスト教神学では、組織神学上の諸課題を歴史的背景に遡って批判的に検証し、今日の意義を考察する研究を行う。実践神学では、質的研究の方法論を用いた宗教心の理解、及び宗教教育学の諸方法論の検証・構築に関する研究を行う。

<参考図：専攻・領域・専門分野>

専攻	領域	専門分野
神学	聖書学	旧約聖書学 新約聖書学 聖書解釈学
	神学・教会	キリスト教哲学 キリスト教神学 実践神学

博士課程の学生は、いずれかの「領域」内に分化・専門化された1つの「専門分野」、または複数の「専門分野」にまたがる研究テーマを設定して、高度な神学研究を行う。教会と社会を取り巻く複雑な神学上の課題を扱うためには、総合的な視点を研究に反映させる必要がある。それは、神学の各専門分野を他の分野と関連づけることで、教会と社会に仕える神学研究を目指す本研究科の主旨に沿うものである。

2) カリキュラム・ポリシー

博士後期課程では、博士前期課程における教育研究を土台にして、より高度な研究指導を行う。また、他の研究者たちとの議論や協働をとおして問題解決を探る能力、及び論理的説明能力の涵養に留意する。

3) 教育課程の編成の考え方

博士後期課程では、博士前期課程同様、下記にある「聖書学」・「神学・教会」の2領域における体系的な教育研究課程の基礎の上に、研究指導に重点を置いた教育課程を編成する。

博士課程の学生の研究テーマは、より高度な専門性を求められるため、2つの領域の中で、以下のいずれかの専門分野に関わるものとする。

「聖書学」領域：旧約聖書学、新約聖書学、聖書解釈学

「神学・教会」領域：キリスト教哲学、キリスト教神学、実践神学

研究テーマが複数の専門分野にまたがる場合は、当該の専門分野に関わる研究指導教員・研究指導補助教員が複数で協力して研究指導に当たる。

また、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学的課題に創造的・建設的に提言するためには、神学研究の専門の細分化を避けるため、神学上の諸方法論を身につけることが必要となる。そのために、入学直後に神学の高度な研究に必要な「神学特論」の演習を提供する。そこでは、伝統的な神学上の方法論にとどまらず、グローバル化によって多元化・複雑化する文化・宗教・社会と関わる神学上の諸課題を研究する方法論についても扱うものとする。

「研究指導」は、主指導教員・副指導教員各1名で構成する「博士論文指導チーム」が中心となって行い、多様な視点や方法論からの検証を行い、高度でバランスの取れた研究の実現を目指す。これらを通して、幅広い視野を持ち、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学上の諸課題を研究し教会と社会に提言することのできる人材の養成を行う。

加えて、国際学術会議・共同研究等への参加をとおして、学生が日本とアジアの文化と社会において意義のある高度な神学研究を実現できる体制を整える。また、修学支援の一環として、TA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）として本学における教育研究活動に積極的に参与させることで、新しい未来の構築に貢献するために教会と社会への提言する能力・教育上の資質と指導力の総合的な涵養を図るものとする。

4) 教育課程の編成の特色

①「神学特論」

今日の教会と社会を取り巻く神学的課題について神学上の総合的な観点から取り扱うための学術的方法論を高いレベルで修得するための演習を行う。博士論文作成に求められる独自性と創造性のある研究に必要な資料収集とその分析方法及び研究手段についても、より高度な理解を深めることを目的とする。

②「研究指導」

博士論文の作成指導を、1年次から3年次にわたり継続（計12単位）して行う。「研究指導」は、主指導教員1名と副指導教員1名で構成する「博士論文指導チーム」の下に行う。学生の研究計画に基づく定期的な報告と主指導教員との討論を軸とするが、異なる学術的視点や方法論からの検証を行って、よりバランスの取れた研究とするために、副指導教員が適宜アドバイスを行う。

③その他の研究支援の方策

以上の教育課程に加えて、本課程では学生の共同で研究する能力や批判的・建設的提言力を涵養するために以下のプログラムを実施する。

a. 博士論文研究中間発表会

研究指導の一環として、研究中間発表会を計5回開催（3年間）し、「博士論文指導チーム」及び他の学生たちとの議論をとおして問題解決を探る能力、及び論理的説明能力の涵養に留意する。

b. 共同研究の推奨

研究者の養成のために個人の独自性を重んじると同時に、孤立化の弊害を防ぐために、他の研究者との協働の機会を持つよう促す。また、RA（リサーチ・アシスタント）制度を用いて、教員の研究補助を行うことで、研究能力および協働する力の伸長を図る。

c. 本学が行う国際学術会議・共同研究等への参加

本課程の学生に、本学が実施している以下の研究活動および社会貢献のため

の活動に研究発表者・RA等として積極的に参加させることで、グローバル化し複雑化する教会と社会に提言し、未来の形成に貢献するための視点や能力の養成に努める。

d. 国内外の学会参加

学生の研究上の資質向上と他の研究者との討論・交流を促進するため、国内外の学会における研究発表を推奨する。そのために旅費を含む参加費の補助を行う。【資料①：大学院生学会発表補助規程】

e. TA（ティーチング・アシスタント）制度の活用

TA制度を活用して修学上の支援をするとともに、学生には学部の授業内におけるグループ討論や授業時間外のグループ学習の指導、修士課程における授業中のグループ討論のリードやグループで行う研究の指導補助を担わせることで、教育上の資質と指導力の涵養を図る。

大学院生学会発表補助規程

2012年（平成24年）4月1日施行

（趣旨）

第1条 この規程は、東京基督教大学（以下「本学」という。）大学院に在籍する学生の幅広い視野に立った研究を奨励することを目的として、国内及び国外の学会における研究成果発表に要する旅費等の補助（以下「補助金」という。）について定める。

（対象期間）

第2条 補助金は、当該年度の4月1日から翌年3月末日までに開催される学会を対象とする。

（対象）

第3条 対象となる国内の学会は、日本学術会議に登録された全国規模の学会またはこれに準ずるものとし、国外の学会は国際会議またはこれに準ずるものとする。

2 補助対象は、前項の学会で発表（ポスターセッションを含む。）を認められ、指導教員の承認を得たものとする。

（補助）

第4条 本学大学院生が第3条で発表を認められた場合は、旅費等（宿泊費、参加登録料を含む）を各年度8件まで、5万円を上限に補助するものとする。

2 旅費の算定基準は、別表のとおりとする。

（申請）

第5条 学会で発表を行う大学院生は、学会開催2カ月前までに様式1に開催要項を添付し、指導教員を通じて神学研究科委員長に申請するものとする。

（報告）

第6条 学会発表を行った者は、学会終了後1週間以内に様式2・3により指導教員に報告書を提出する。

（事務）

第7条 補助金に関する事務は研究支援センターがこれを行う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、神学研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附則 [2012年（平成24年）3月27日制定]

この規程は、2012年（平成24年）4月1日より施行する。

附則 [2014年（平成26年）3月25日改正]

この規程は、2014年（平成26年）4月1日より施行する。

附則 [2019年（平成31年）1月22日改正]

この規程は、2019年（平成31年）1月22日より施行する。

3. 履修指導・研究指導の方法

1) 履修指導、研究指導の方法と博士論文

① 履修指導及び研究指導・審査体制

本学は、10週間を1学期とするトライメスター制を実施しており、春・秋に学生を受け入れる（春入学は4月上旬、秋入学は8月下旬）。入学時にオリエンテーションを行い、履修、博士論文作成計画、執筆する際使用する言語（英語または日本語）等を確認し、適切な指導を行う。また以下に示す2つの組織により、研究指導及び論文審査を行う。

(1) 博士論文指導チーム（春入学モデル）

博士論文指導チームは、「博士論文指導チーム発足要請書」に基づき、1年次の6月下旬までに発足する。メンバーは、主指導教員1名、専門分野の異なる副指導教員1名の計2名で、博士論文の具体的な指導を行う。研究指導は、主指導教員が中心となるが、副指導教員はより充実したバランスのとれた研究の遂行のために、主指導教員と連携して、必要な指導を行う。またチームは、研究中間発表会（3ヵ年で5回）を主催し、指摘された課題や質問について研究指導を行う。

(2) 博士論文審査委員会（春入学モデル）

博士論文審査委員会は、「博士論文提出願書」に基づき、研究科委員会の承認のもと、3年次の9月までに発足する。委員は、主査1名（主指導教員以外が担当）、副査2名の計3名とする。ただし研究科委員会の承認のもと、学外から副査を任命する場合は1名とし、計4名とする。審査委員会は、口頭試問会（最終試験）を主催し、審査を行う。なお、博士論文指導チームと博士論文審査委員会は兼任することができる。

2) 学位授与に至るまでのスケジュール

【資料②：学位授与に至るまでの標準スケジュール】に記載した標準スケジュールに基づき、3年で学位授与を目指す【資料③：博士論文研究指導計画】【資料④：学位論文審査及び最終試験実施細則】。「博士論文指導チーム」は、研究中間発表会の各回で、出席教員からの意見も参考にしつつ論文到達度を判定し、指導する。ただし、3年で学位が授与できないと判定された場合も、学則で規定されている6年目までは、継続して論文完成を目指すための支援体制を整えている。

① 提出書類のスケジュール（春入学モデル）

[1年次]

- 4月中旬 「博士論文指導チーム発足要請書」を提出 研究テーマと研究計画概要を記載
- 8月下旬 「研究計画書(前半)」提出 仮の研究テーマと計画を記載
※人を対象とする研究を計画している場合のみ「研究計画等倫理審査申請書」提出
- 11月上旬 「研究計画書(後半)」提出 研究テーマと計画を記載
- 2月下旬 「研究成果中間報告書①」提出 1年次終了時の中間報告を記載

[2年次]

- 9月下旬 「研究成果中間報告書②」提出 中間報告を記載
- 2月下旬 「研究成果中間報告書③」提出 中間報告を記載

[3年次]

- 6月中旬 「博士論文提出願書」提出 論文提出資格審査を要請
- 12月中旬 「博士論文指導委員会の推薦書」提出 博士論文指導チームの推薦
「学位申請書」、「履歴書」、「研究業績書」提出

② 研究中間発表会及び口頭試問会の時期（春入学モデル）

< 1年次 >

- 8月下旬 研究中間発表会①
- 2月上旬 研究中間発表会②

< 2年次 >

- 8月下旬 研究中間発表会③
- 2月上旬 研究中間発表会④

< 3年次 >

- 8月下旬 研究中間発表会⑤
- 2月上旬 口頭試問会（最終試験）

3) 博士論文の到達目標（審査基準）

指導教員は、学生から定期的に研究活動の報告を受けつつ博士論文が以下の点を達成することを目標に、研究指導を行う。

- a. 形式と内容において創造性・独自性があり、神学研究、教会と社会に対する理解と進展に寄与すること。
- b. 研究の学問背景についての十分な理解を踏まえ、研究の今日的意義に関して深い知見が示されていること。
- c. アプローチやデータの取り扱いにおいて高い分析能力・統合能力が十分に反映され、高度な学問的水準を示していること。
- d. 論旨の論理的展開が極めて明瞭であり、一貫性があること。
- e. 学術研究における高い倫理性を有していること。

4) 博士論文の公表方法

博士論文は、原則として全文をインターネット上に公表する。ただしやむを得ない理由がある場合は、本学の図書館において全文閲覧を可能にすると同時に、インターネット上に論文要旨等を公表する。

学位授与に至るまでの標準スケジュール（3年間）

丸数字：論文指導（30回/3年）

1年次 春学期	4月	①	『博士論文指導チーム発足要請書』提出
	5月	②	
	6月	③	
	7月		
1年次 秋学期	8月	④	『研究計画書(前半)』提出 研究中間発表会①
	9月	⑤	
	10月	⑥	
	11月	⑦	『研究計画書(後半)』提出
1年次 冬学期	12月	⑧	
	1月	⑨	
	2月	⑩	研究中間発表会② 研究成果中間報告書①提出
	3月		
2年次 春学期	4月	⑪	
	5月	⑫	
	6月	⑬	
	7月		
2年次 秋学期	8月	⑭	研究中間発表会③
	9月	⑮	研究成果中間報告書②提出
	10月	⑯	
	11月	⑰	
2年次 冬学期	12月	⑱	
	1月	⑲	
	2月	⑳	研究中間発表会④ 研究成果中間報告書③提出
	3月		
3年次 春学期	4月	㉑	
	5月	㉒	
	6月	㉓	『博士学位申請論文提出願書』提出
	7月		「博士学位申請論文」（ドラフト）提出
3年次 秋学期	8月	㉔	博士学位申請論文提出資格審査（研究中間発表会⑤）
	9月	㉕	
	10月	㉖	「博士学位申請論文」初稿 提出
	11月	㉗	
3年次 冬学期	12月	㉘	
		㉙	「博士学位申請論文」提出
	1月	㉚	
	2月		口頭試問会（最終試験）
	3月		学位授与

博士論文研究指導計画

【1年次】

第1回 「オリエンテーション」「研究領域に関する検討①」

博士課程の研究指導の概要を確認します。入学試験の出願書類「博士論文研究計画書」を基に、研究領域に関する検討を行います。また「博士論文指導チーム発足要請書」の作成に関する指導を行います。

第2回 「研究領域に関する検討②」

論文テーマ決定のため、研究方法、文献検索の方法、および研究計画の立案の指導を行います。「仮研究計画書」作成の指導を行います。

第3回 「研究領域に関する検討③」「関連文献・資料の検討①」

関連文献・資料の検討、研究方法、および「研究計画書(前半)」作成に関する指導を行います。1回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第4回 「研究領域に関する検討④」「関連文献・資料の検討②」

1回目の研究中間発表会で指摘された「研究計画書(前半)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第5回 「研究領域に関する検討⑤」「関連文献・資料の検討③」

1回目の研究中間発表会で指摘された「研究計画書(前半)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第6回 「研究領域に関する検討⑥」「関連文献・資料の検討④」

「研究計画書(後半)」作成の指導。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第7回 「研究領域に関する検討⑦」「関連文献・資料の検討⑤」

「研究計画書(後半)」作成の指導を行い、完成させます。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第8回 「研究方法の指導①」「関連文献・資料の検討⑥」

研究科委員会に受理された「研究計画書(全体)」に基づき研究を開始するための指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第9回 「研究方法の指導②」「関連文献・資料の検討⑦」

研究科委員会に受理された「研究計画書(全体)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。2回目の研究中間発表会に向けて指導を行います。

第10回 「研究方法の指導③」「関連文献・資料の検討⑧」

研究科委員会に受理された「研究計画書(全体)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。「研究成果中間報告書①」提出に向けた指導を行います。

[2年次]

第11回 「研究方法の指導④」「文献精読①」

2回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。

第12回 「研究方法の指導⑤」「文献精読②」

本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。

第13回 「研究方法の指導⑥」「文献精読③」

本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。3回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第14回 「研究方法の指導⑦」「文献精読④」

3回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。「研究成果中間報告書②」提出に向けた指導を行います。

第15回 「研究方法の指導⑧」「文献精読⑤」

3回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。

第16回 「研究方法の指導⑨」「論文執筆指導①」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第17回 「研究方法の指導⑩」「論文執筆指導②」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第18回 「研究方法の指導⑪」「論文執筆指導③」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。4回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第19回 「研究方法の指導⑫」「論文執筆指導④」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。4回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第20回 「研究方法の指導⑬」「論文執筆指導⑤」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。「研究成果中間報告書③」作成に向けた指導を行います。「博士論文提出願書」作成に向けた指導を行います。

[3年次]

第21回 「論文執筆指導⑥」

4回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第22回 「論文執筆指導⑦」

4回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第23回 「論文執筆指導⑧」

論文執筆の指導を行います。5回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第24回 「論文執筆指導⑨」

論文執筆の指導を行います。5回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。

第25回 「論文執筆指導⑩」

論文執筆の指導を行います。

第26回 「論文執筆指導⑪」

論文提出に向けた指導を行います。

第27回 「論文執筆指導⑫」

論文提出に向けた指導を行います。

第28回 「論文執筆指導⑬」「口頭試問指導①」

論文提出に向けた指導を行います。口頭試問に向けた指導を行います。

第29回 「論文執筆指導⑭」「口頭試問指導②」

論文提出に向けた指導を行います。口頭試問に向けた指導を行います。

第30回 「口頭試問指導③」

口頭試問に向けた指導を行います。

博士論文審査及び最終試験実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東京基督教大学大学院学則(以下「学則」という。)第20条に基づき、東京基督教大学神学研究科博士後期課程における博士論文審査及び最終試験について、必要な事項を定める。

(博士論文指導チーム)

第2条 博士論文指導チーム(以下「指導チーム」という。)は、『博士論文指導チーム発足要請書』の提出に基づき、1年次の6月下旬までに発足する。

2 指導チームは、主指導教員1名、専門分野の異なる副指導教員1名の計2名で、博士論文の具体的な指導を行う。

(研究中間発表会)

第3条 審査チームは、博士論文審査の一貫として、研究中間発表会を開催する。

(博士論文審査委員会)

第4条 博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)は『博士論文提出願書』の提出に基づき、3年次の9月までに発足する。

2 審査委員会は主査1名(主指導教員以外が担当)、副査2名の計3名とする。ただし研究科委員会の承認のもと、学外から副査を任命する場合は1名とし、計4名とする。

3 審査委員会は、口頭試問会(最終試験)を主催し、審査を行う。なお、博士論文指導チームと博士論文審査委員会を兼任することができる。

(博士論文審査及び最終試験)

第5条 最終試験は、博士論文審査と同時に、審査チームが論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭試問の方法により行う。

2 最終試験は、2月中旬までに終了するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

第6条 審査委員会の主査は、論文審査及び最終試験が終了したときは、速やかに、審査報告書を、研究科委員長に提出しなければならない。

(論文及び最終試験の合否判定)

第7条 研究科委員長は、前項の審査報告書に基づき、研究科委員会に提案し、その合否を決定し、その結果を学長に報告する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほかに、必要な事項は研究科委員会において審議する。

附 則：この規則は、2014(平成26)年4月1日より施行する。

4. ディプロマ・ポリシー

博士後期課程のディプロマ・ポリシーは、下記の博士前期課程のポリシーに、次の能力を身につけることを加えたものとする。

神学の総合的で深い理解の上に立ち、高度で創造的な研究を行う能力を博士論文において実証し、かつ他者との協働をとおしてその研究能力を発揮できる能力。

【修士前期課程ディプロマ・ポリシー】

- a. 今日の教会と世界が直面する神学的諸課題について、旧約・新約聖書の原語による解釈とそこから導き出せる原則に基づき、キリスト教の豊かな伝統と今日の状況に照らして分析・統合し、現代に対して意味のある神学を創造的に営む能力。
- b. 自らの知見を、他者に説得力をもって伝達するための論理構築をし、表現する能力。
- c. 現代の教会と社会において直面する多様な事態に、高い倫理性と品格をもって取組み、問題解決のために提言するだけでなく、他者を理解し協働する能力。

5. 研究の倫理審査体制

本学は、研究上の倫理基準として「研究活動ガイドライン」、及び特に人を対象とする研究のための「『人を対象とする研究』倫理規準」を定めている【資料⑤：研究活動ガイドライン】【資料⑥：「人を対象とする研究」倫理規準】【資料⑦：研究倫理委員会規程】。本学で研究活動をする全ての者に上記規準を遵守させるため、研究倫理委員会を設置し、研究活動の倫理に関わる事項について審議、調査、推進を行っている。

特に人を対象とする研究を行う者は、委員会に「研究計画等倫理審査申請書」を提出する。研究科委員長も構成員である委員会において上記ガイドライン・倫理規準に基づく審査を行い、審査結果を通知する。承認を受けた者は、研究の終了後、研究活動報告書を委員会に提出する。

東京基督教大学 研究活動ガイドライン

2011年(平成23年)3月4日施行

今日の社会は、急速な科学技術の進展とグローバル化によって激変し、複雑さを増していますが、学術研究も、社会との関わりや研究領域の学際的な広がりの中かで多様な要請に対応することを迫られています。

こうしたなかで、研究者には自発的で自由な研究活動が保証される一方で、今日の社会変化に対応し、また時として対峙しながら自らを律していく高い倫理性と自治能力が求められています。

私たちは、本学の建学の精神に基づいた学術研究と社会への貢献を促進するため、ここに本学、およびそこで研究活動を行うすべての研究者(以下「研究者」)について以下の研究活動ガイドラインを定めます。

- 1 本学は、学術研究の自由と独立を守るとともに、研究者の活動を支援するために研究環境・体制の整備、研究倫理の向上をはかり、常にその検証と改善に取り組みます。また研究のための協働をはかり、次世代の研究者を育成します。
- 2 大学の研究資金は、税を原資とする助成、支援者からの寄附、学生納付金によるものであり、研究者はこうした市民社会からの負託に応じて誠実に学術研究に取り組むとともに、研究費の適正な管理を行います。
- 3 研究者は、上記の負託に応じて研究成果を教育活動に還元するとともに、特許の出願のために一定期間非公開とするなどの合理的な理由がある場合を除き、適切なかたちで積極的な公表を行い、社会への貢献と説明責任を果たします。
- 4 研究に際して研究者は、個人情報などの適正な扱いをはじめ、国際的な規範、国内外の関係法令、学会等の規程、学内規程を遵守し、社会的良識をもって活動します。
- 5 研究者は、FFP(Fabrication 捏造(ねつぞう)、Falsification 改竄(かいざん)、Plagiarism 盗用)、二重投稿などの不正行為を行わないことはもとより、それらに加担することのないよう細心の注意を払います。
- 6 研究成果の公表に際して研究者は、根拠の提示やデータ等の信頼性確保に努めるとともに、他者のオーサiership(誰が著者であるか)やオリジナリティを尊重し、適切な引用・表現を行います。
- 7 査読、論文・研究助成の審査などにおいては学問的基準に基づく公正な審査に努め、それらの過程で知りえた他者の未発表の研究成果等については厳密な守秘義務を遵守します。
- 8 知的財産権や研究協力に関する契約を結ぶ場合、研究者は、契約書に定められた内容を履行し、守秘義務が発生する場合はこれを遵守します。
- 9 研究のさまざまな場において研究者は、研究組織の構成員や研究に協力する人たちの人格を尊重し、その属性、思想・信条、その他による差別を行いません。また、組織上・研究上の優位な立場や権限を利用して相手に不利益を与える言動をとりません。
- 10 利益相反、責務相反の発生に十分注意し、適正なマネジメントを行います。

(2011年3月4日教授会承認)

(2022年3月1日教授会改正)

東京基督教大学「人を対象とする研究」倫理規準

2011年(平成23年)3月5日施行

(目的)

第1条 この規準は、本学において「人を対象とする研究」を行う際に求められる研究者の倫理規準、行動、手続きに関する事柄を定める。

(研究の基本)

第2条 「人を対象とする研究」を行う研究者は、東京基督教大学研究活動ガイドラインに基づき、生命の尊厳と個人の人権を最優先し、科学的・社会的に妥当な方法・手段で研究活動を遂行しなければならない。

(定義)

第3条 この規準において「個人情報」とは、個人に関する情報のうち、当該情報に含まれる氏名・生年月日、その他により特定の個人を識別することができるものを指し、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。また「情報・データ等」とは、個人の思惟、行動、環境、身体等についての情報またはデータのことをいう。

2 「人を対象とする研究」とは、人を直接の対象とし、個人からその人の個人情報および情報・データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。

3 「研究者」には、本学に所属する教員・研究員・研究科生等、本学で研究活動に従事するすべての者が含まれる。但し、学部生が行う研究活動については、指導教員が本規準に則り、責任をもって指導を行う。

4 「提供者」とは、情報・データ等を提供し研究対象となる者をいう。

(インフォームド・コンセント)

第4条 研究者は、情報・データ等の収集・採取に際して、研究の目的・計画・責任の所在、情報・データ等の取扱い、成果の発表方法、その他必要な事項について、提供者に事前に分かりやすく説明し、同意を得なければならない。また、提供者から得た情報・データ等を目的以外の用途に使用してはならない。

2 前項において、提供者が障がいをもつ等、本人の同意確認が困難な場合は、保護者・後見人など社会的に提供者の代理人として認められる人物の承諾を得なければならない。また提供者が18歳未満の場合は、法定代理人の同意を得なければならない。

3 情報・データ等の収集・採取に際して、身体的・精神的な負担が予測される場合、事前に予測される状況を、提供者に分かりやすく説明しなければならない。

4 研究者は提供者に、同意を撤回して協力を中止する権利、および情報・データ等の開示を求める権利があることを周知しなければならない。

5 提供者が本人の情報・データ等の開示を求めた場合、研究者はすみやかに当該情報を開示しなければならない。

6 提供者が同意を撤回した場合、研究者は、収集・採取した当該情報・データ等を破棄しなければならない。

7 前項までの同意は、文書その他の適切な方法をもって行い、同意に関する資料は最低5年保管するものとする。

8 事前説明をすることで提供者の反応が変化することが予想される等の場合、倫理委員会の承認を経てインフォームド・コンセントを簡略化もしくは免除することができる。しかしこの場合、調査終了後速やかに提供者に研究の目的を説明し、同意を得なければならない。

(第三者への委託)

第5条 研究者が情報・データ等の収集・採取を第三者に委託して行う場合は、第三者とこの規
準の趣旨に則った契約を結ばなければならない。

2 提供者から求めがあるなど必要な場合、研究者は直接、研究目的等を提供者に説明しな
ければならない。

(授業等における収集・採取)

第6条 研究者が、授業・演習・実技・実験・実習等、教育実施の過程で受講者から情報・デー
タ等の提供を求める場合は、あらかじめ受講者の同意を得なければならない。

2 前項において、個人情報や情報・データ等の提供の有無によって、受講者の成績評価等に
不利益をもたらしてはならない。

(謝礼の提供)

第7条 提供者に謝礼として金品を提供する場合は、社会通念上妥当な範囲で行い、その受け
払いについて適切な管理を行わなければならない。

(研究計画・公表等の審査)

第8条 人を対象とする研究およびその成果の公表を行う研究者は、所定の手続きにより東京
基督教大学研究倫理委員会の審査を受けなければならない。

2 審査の手続きについては別にこれを定める。

(改廃)

第9条 この規準の改廃は、研究支援センターの提案に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附則[2011年(平成23年)3月4日制定]

この規準は、2011年(平成23年)3月5日から施行する。

附則[2015年(平成27年)3月6日改正]

この規準は、2015年(平成27年)3月6日から施行する。

附則[2018年(平成30年)10月30日改正]

この規準は、2018年(平成30年)10月30日から施行する。

東京基督教大学 研究倫理委員会規程

2011年(平成23年)1月12日施行

(目的)

第1条 この規程は、東京基督教大学研究活動ガイドライン及び東京基督教大学「人を対象とする研究」倫理規準(以下「倫理規準」という。)の趣旨に則り、本学で行われる研究活動の倫理に関わる事項について審議、調査、推進を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達するため、東京基督教大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌握する。

- (1)研究計画等の倫理審査(以下「研究計画の審査」という。)
- (2)研究支援センターとの連携による研究倫理に関する調査、検討
- (3)その他、研究倫理に関して委員長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は研究支援センターの下に置かれ、学務会議の構成員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員長が必要と認める場合には、学内・学外の専門家に意見を求めることができる。

(委員長と副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、原則として研究支援センター長が務める。
- 3 副委員長は委員長が指名する者とする。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 研究計画の審査を除く議案は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(研究計画の審査)

第7条 本学で、倫理規準に定義された「人を対象とする研究」を行う研究者は、研究計画等倫理審査申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を、委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、申請書を受領後、速やかに委員会を開催して審査を行う。
- 3 審査の判定は、東京基督教大学研究活動ガイドライン及び東京基督教大学「人を対象とする研究」倫理規準に基づいて行ない、委員の3分の2以上の承認により決する。
- 4 審査の判定は次の各号に掲げる表示による。

- (1)承認
- (2)条件付承認

(3)不承認

(4)非該当

- 5 委員が申請者である場合、当該委員は議事に参加して意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。
- 6 委員長が必要と認める場合、申請者を委員会に出席させ、申請内容の説明を求められることができる。
- 7 委員長は、審査結果を研究計画等倫理審査結果通知書(様式2)により速やかに申請者に通知しなければならない。
- 8 委員長の判断により、委員会を開催することなく、回議により、文書の記録を残すかたちで審査を行うことができる。
- 9 審議の経過及び過程は、文書により保存し、委員長が必要と認めるときは公表することができる。

(審査の免除)

第8条 委員長は、次の各号に掲げる研究の審査を免除することができる。

(1)個人及び団体の特定が不可能な匿名化されている情報のみを用いる研究

(2)既に公表されている資料、数量データ等、誰でも入手可能なものを用いる研究

(3)他機関に所属する研究者との共同研究等で、他機関の倫理委員会の審査・承認を経ている研究

- 2 審査の免除を求める場合、研究者は研究倫理審査免除申請書(様式3)により委員長に申請する。
- 3 委員長は、倫理規準等に照らして免除に該当するかを判断し、結果を申請者に通知するとともに、委員会に報告する。
- 4 委員会は、必要に応じて申請者に審査免除証明書(様式4)を発行する。

(報告書の提出)

第9条 研究者は、承認を受けた研究活動終了後、2カ月以内に研究活動報告書(様式5)を提出するものとする。

(事務局)

第10条 委員会に関する事務は研究支援センターの所管とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究支援センターの提案に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附則[2011年(平成23年)1月11日制定]

この規程は、2011年(平成23年)1月12日から施行する。

附則[2018年(平成30年)10月30日改正]

この規程は、2018年(平成30年)10月30日から施行する。

附則[2022年(令和4年)11月29日改正]

この規程は、2022年(令和4年)11月29日から施行する。

6. 授業

□ 学 期

本学は3学期制です。(春学期、秋学期、冬学期)。

各学期の授業開始日等については、TCU Portalにある履修カレンダーを参照してください。

□ 授業時間

通常1科目の授業は、毎週1コマ(70分×2)、1学期につき10回です。科目によっては1週間に70分を2回もしくは3回行われることがあります。

1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限
8:40-9:50	9:55-11:05	13:00-14:10	14:15-15:25	15:45-16:55	17:00-18:10

□ 時間割

時間割表はTCU Portal上に掲載しています。教室・時間などが変更された場合、TCU Portalの「お知らせ」やEメールにてお知らせします。特に学期の始めには変更が多いので注意してください。

□ 授業形態の種類

授業は以下の二種類の形態で実施します。

- (1) 対面授業
- (2) ハイブリッド授業（「どこでもTCU」対応科目、修士オンラインプログラム生が履修している修士課程科目）

□ 授業の受講形態

(1) 寮生および通学生

授業形態にかかわらず、対面で受講(履修・聴講)してください。

- ・ 体調不良等の理由でオンライン受講を学生が希望した場合、対応する・しないを含め科目担当教員の判断にゆだねます。ただし、オンライン受講は緊急的な対応とし、長期間にわたるオンライン受講は認めません。

(2) 修士課程 研究教育コース(オンライン)生

修士課程科目の履修

- ・ オンラインで受講。ただし演習科目は対面での受講になります。

学部課程科目の履修・聴講

- ・ 「どこでもTCU」対応科目として成立している場合のみオンラインでの受講が可能。

修士課程科目の聴講

- ・ 聴講形式(リアルタイム聴講かオンデマンド聴講)については、科目担当教員の判断にゆだねます。学生は、科目担当教員に聴講の許可を得る際、リアルタイム聴講・オンデマンド聴講のどちらを希望するか申告してください。科目担当教員は聴講の許可・不許可と合わせて、聴講方法について判断し、お知らせします。

□ 授業の欠席

授業科目の単位取得に必要な出席日数は、その科目の授業時間数の3分の2以上です。これに満たない場合は定期試験の受験資格またはレポート提出の資格を取得できません。授業は通常1学期に10回(20回)行いますので、7回(14回)以上出席しない場合は受験資格がありません(大学学則第25条)。

授業を欠席する場合は、次の手続きが必要です。

- (1) TCU Onlineの受講科目ページの出欠届に入力してください。
- (2) 病気その他の理由により、欠席が3か月を越える場合は、休学を願い出ることができます。(大学学則第15条)
- (3) その他の欠席について
学校保健安全法に定める感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)、忌引、就職活動等による欠席の扱いは、科目担当教員が判断します。

□ 休 講

各授業科目の担当教員にやむを得ない事情が発生した場合には、授業を休講することがあります。休講の場合は担当教員または教務部から連絡します。休講の連絡がなく、かつ授業開始時刻から30分以上経過しても担当教員が入室しない場合は自動的に休講になります。

□ 補 講

各学期の11週目に補講の週が設定されています。補講は、休講等により講義の進行が予定より遅れた際に、授業日と同じ曜日、時間帯で行います。

□ 教科書

教科書は各科目のシラバス、またはTCU Onlineで確認してください。

TCU Online>ダッシュボード>教科書一覧

教科書は各自で購入してください。TCU生に特別割引(1割引)で書籍販売をしてくださる書店情報がTCU Portalに掲載されていますので、参考にしてください。

□ 教室の設備

- ・ プロジェクターへの接続コネクター(アダプター)は、各自で用意して下さい。
- ・ パソコン等を利用する際は原則充電のうえ持ち込んで下さい。
- ・ 机や椅子を移動させた場合は授業終了時に現状復帰して下さい。

□ 学生による授業評価

各学期に授業に対する評価アンケートをTCU Onlineにて実施します。更に良い授業を作り上げていくために、アンケートへの協力をお願いします。なお、アンケートの結果については教務部へお尋ねください。

7. 履修登録

□ 履修登録

履修登録は、自らがその年度に学びを希望する科目を修得するために教務部へ届け出る手続きです。科目を履修し単位を修得するためには、履修登録を行わなければなりません。履修登録期間内に手続きを完了してください。履修登録は学生自身がWeb上にて行います。

□ 履修登録の流れ

- (1) これまでの単位修得状況をTCU Onlineで確認する。
- (2) 履修ガイダンスに参加し、履修指導教員等に履修について相談する。
履修に関する資料 TCU Portal>学生メニュー>履修関係>履修ガイダンス資料
- (3) 翌年度履修する科目を決め、履修登録期間（3月）に[Webシラバス\(履修システム\)](#)から登録する（聴講科目は登録しない）。

□ 学部課程および博士前期課程科目の科目等履修及び聴講について

学部科目また博士前期課程科目を履修または聴講する場合は、履修・聴講の区別なく、大学院在学期間通じて10単位分まで無料です。上限単位数を越えての履修または聴講は、履修料、聴講料がかかります。ただし、学生の研究に関連があり、指導教員が推奨する場合は、料金を徴収しません。受講希望の科目がある場合は、必ず事前に指導教員と相談をしてください。

在学期間延長を認められた学生の場合は、合計10単位分の超過に関わらず、別途定めた履修料、聴講料を納入しなければなりません。

学部または博士前期課程科目で修得した単位数は博士後期課程修了要件単位数に算入できません。

履修の場合は履修登録をしてください。履修登録した科目を聴講に変更する場合は、上記「聴講」を参照してください。

履修料、聴講料 ※1単位で算出する

区分	履修料	聴講料
金額	16,250円	11,250円

□ 再履修

再履修とは、成績評価を受けた科目を再度履修することです。

再履修を希望する場合、履修登録期間に指定のフォームから教務部へ連絡し、再履修科目登録料（5,000円）を納入してください。

合格の成績評価を受けた科目でも、再履修することもできます。再履修した科目は、最高評価を採用し、最高評価以外の同一科目の成績表示は「R」（再履修）とします。

同一科目を再受講する以下の場合も履修登録期間に指定フォームから教務部への連絡は必要ですが、再履修科目登録料は不要です。

- ・2024年度以前に履修停止した科目を履修する。
- ・2024年度以前に聴講した科目を履修する。

□ 履修変更

- (1) 秋学期（6月）と冬学期（10月）には履修変更期間があります。履修変更期間には履修科目の追加・取消ができます。履修変更期間中の科目追加・取消は無料です。
- (2) 各学期の授業開始から1週間は、履修科目の取消（追加）手続きをすることができます。
 - 科目の取消し（無料）
 - 科目の追加（1科目につき履修変更手数料5,000円が必要）
- (3) 一度履修登録した科目を聴講に変更する場合は、履修変更期間または履修取消（追加）期間に履修科目の取消しを行った上で、科目担当教員へ聴講希望の連絡を行ってください。
- (4) 指定期間外の変更は、原則認められません。
- (5) 通年科目や演習科目等については原則、下表のルールとします。

科目	履修登録	履修登録の追加	履修取消し
演習科目 （通年開講）	3月の履修登録期間	春学期の履修取消し（追加）期間 （要手数料）	秋学期の履修取消し（追加）期間 （手数料なし）
神学インターン シップⅠ	3月、6月、10月の 履修登録期間	学生は担当教員に相談し、 担当教員から教務部へ連絡	学生は担当教員に相談し、 担当教員から教務部へ連絡
神学インターン シップⅡ・Ⅲ	3月、6月の 履修登録期間	-	6月の履修登録期間
器楽レッスン	3月の履修登録期間	春学期の履修取消し（追加）期間 （手数料なし）	秋または冬学期の履修取消し（追加）期間 （手数料なし）
クワイヤ	3月の履修登録期間	春学期の履修取消し（追加）期間 （手数料なし） または初回授業で学生が担当教員に 相談し、担当教員から教務部へ連絡 （手数料なし）	秋または冬学期の履修取消し（追加）期間 （手数料なし）

□ 履修制限

同一時限に複数の科目を履修・聴講することはできません。

8. 試験と成績

□ 不正行為についての警告

不正行為には、盗用・剽窃（レポート作成において、本、論文などの出版物、インターネット上の文書、他者のレポートなど自分以外ものが書いたものを、自分の作であるかのごとく書き提出すること）、試験におけるカンニング、小テストや試験中に他の学生の解答を写す行為、不正行為が行われることを知りつつ自分のレポートを共有する行為、試験・課題・欠席等に関して虚偽の発言をすることなどが含まれます。学習における生成 AI 利用についての本学の方針や注意点は、「東京基督教大学 学習における生成 AI 利用ガイドライン」で確認してください。

授業（小テストや課題、レポート、期末試験などを含む）において不正行為を行った学生は、以下のいずれかまたは複数の処分の対象となります。

- ・当該科目の単位不認定（不合格）
- ・当該学期に履修しているすべての科目の単位不認定（不合格）
- ・奨学金等の取り消し
- ・停学
- ・除籍

□ 試験の種類

平常試験：随時授業時間内に行ないます。

定期試験：各学期末の定められた1週間に行われます。

□ 追試験

病気、三親等内の親族(三親等の姻族を除く)の死去、電車遅延(要証明書)、災害、就職試験、裁判員制度等により、試験を受験できなかった学生で、追試験の受験を希望する場合は、科目担当教員に相談してください。科目担当教員が許可した場合、追試験を受験できます。追試験の得点は、答案採点の9割となります。ただし、科目担当教員が特別に認めた場合は10割とします。

□ 成績

- (1) 成績評価は原則として100点満点で行い、以下の基準により判定し合格の場合にのみ単位が与えられます。

① 評点区分と評価

評点	評価	合否 (単位)
100-95	A	合格 (単位修得)
94-90	A-	
89-87	B+	
86-83	B	
82-80	B-	
79-77	C+	
76-73	C	
72-70	C-	
69-65	D+	
64-60	D	
59- 0	F	不合格 (単位修得なし)

② その他の表記

	単位認定	履修停止 2024年度まで	再履修	聴講 2024年度まで
評価	T	W	R	AU

- (2) 履修登録された科目は、すべて成績表に記載されます。
- (3) 「神学インターンシップ I ~ III」および「研究指導」については、「P」(合格)又は「NP」(不合格)で評価を行います。
- (4) 他の大学院等で履修した科目を本学の単位として認定する場合は、授業科目及び科目区分毎に単位のみ認定とし、「T」(認定)と表示します。
- (5) 再履修した科目は、最高評価を採用し、最高評価以外の同一科目の成績表示は「R」(再履修)とします。

□ 成績公開

成績は年3回、学期終了後2週間程度からTCU Onlineで確認できます。(成績公開日は履修カレンダー参照)

□ 成績調査願い

成績の見直しを求める場合は、成績調査申請期間に、指定の方法で教務部まで申請してください。(履修カレンダー参照)

□ GPA(Grade Point Average)

- (1) 各学期に、全履修科目の単位当たりの成績の平均値(Grade Point Average)(以下「GPA」という)を表示し、以下の計算式によって算出します。

$$\frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{\text{登録科目総単位数}}$$

- (2) 科目ごとのグレードポイントは下記の通りです。
ただし「P」(合格)、「NP」(不合格)、「T」(認定)、「R」(再履修)、「I」(保留)は、GPA 評価の対象としません。

評点 (100点満点)	成績表示	1 単位当たりの グレードポイント
100-95	A	4.00
94-90	A ⁻	3.70
89-87	B ⁺	3.30
86-83	B	3.00
82-80	B ⁻	2.70
79-77	C ⁺	2.30
76-73	C	2.00
72-70	C ⁻	1.70
69-65	D ⁺	1.30
64-60	D	1.00
59- 0	F	0.00
	P/NP/T/R/I	(GPAの計算には含めない)

9. 単 位

□ 単位制度と科目の種類

本学の科目はすべて単位制です。単位数は科目によって異なります。指定された期間に履修登録した科目の授業を受け、かつ所定の試験に合格すると、その科目に与えられている単位を修得できます（学則第25条）。

□ 単位の基準

授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内（授業）および教室外（自習）を合わせて45時間とし、次の基準で計算されます（学則第24条）。

単位計算の基準	
教室内の学習時間	教室外の学習時間
1週1時間の授業×15週＝1単位	1時間の授業に対し、2時間

10. 修了要件と学位・学籍

□ 修業年限と在学期間

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間です。在学期間とは、本学において学生の身分を有することが可能な期間です。博士後期課程の修業年限は3年、在学期間は6年です（学則第7条）。休学期間は在学年数に算定されません。

□ 修了要件

所定在学年数

博士後期課程修了のためには、3年以上在学しなければなりません（休学期間等を除く）。

所定単位の履修、論文審査及び最終試験

所定在学年数の間に定められた所定の科目を履修し、修得単位の合計が修了要件を満たし、博士論文についての審査及び最終試験に合格した者に博士(神学)が与えられます（学則第11条）。

	基礎領域	専門領域
科目名	「神学特論」	「研究指導」
単位数	2単位	12単位

□ 学 位

博士課程の修了要件を満たした者には修士の学位が授与されます。

学位(日)：博士(神学)

(英)：Doctor of Philosophy in Theological Studies

□ 休 学

病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学できないときは、学期単位で休学することができます（大学学則第15条）。

(1) 休学の手続き

休学を希望するときは、所定の休学願いにその理由を付し、保証人が連署して提出しなければなりません。病気の場合は医師の診断書が必要です。なお、事前に研究指導教員との面談を受けてください。

(2) 休学願い提出期限

春学期の休学：2月末日まで

秋学期の休学：6月末日まで

冬学期の休学：10月末日まで

(3) 休学者の学納金

休学期間中の学納金は、授業料の10分の1になります。施設費等は徴収しません。ただし、学期の途中で休学した場合は、その学期の授業料は全額徴収します（大学学則第34条）。詳細は総務部学納金担当までお問い合わせください。

(4) 休学の期間

休学の期間は、年度を超えて願い出ることはできません。ただし特別の理由があるときは、再休学の手続きをし、許可を受けて引き続き休学をするか、修学の見込みの立たないときは、退学願を提出しなければなりません（学則第16条）。年度内にいずれの手続きも取らない場合は除籍されます。休学の期間は継続して2年を超えることはできません。また休学期間は通算して3年を超えることはできません。休学期間は在学期間に算入しません。

□ 復 学

休学期間内に休学理由が解消した場合は、学年の始め、または学期の始めに復学することができます（大学学則第17条）。

- (1) 復学を希望するときは、指定された日までに復学願を教務部に提出してください。
- (2) 復学に要する学費等および履修方法等については教務部で確認してください。

□ 退学・除籍

(1) 退学（学則第18条）

退学を希望するときは、所定の退学願にその理由を付し、保証人が連署して提出しなければなりません。事前に担任との面談を受けてください。学納金は退学前に完納する必要があります。

(2) 除籍（学則第21条）

以下の事由に該当する場合は除籍になります。

- ① 学則に定める在学年限を越える者は、在学できる年限の満了日に除籍されます。
- ② 休学中の者が、定められた休学の期間を超えてもなお修学できない場合は、休学期間の満了する日に除籍されます。
- ③ 学納金の納付を怠り、督促を受けてもなお年度末までに当該年度の学納金を完納しない者は、当該年度末に除籍されます。

11. 教務部案内

□ 連絡方法

教務部から学生への連絡は、原則としてTCU Portalの「教務部のお知らせ」を通して行います。こまめにTCU Portal、Eメールをチェックするよう心がけてください。

□ 事務取扱い

窓口受付時間（月曜から金曜） 9:00～11:20 ※ 11:20-11:50は、チャペル及びお昼休体制
12:50～16:45 ※ 授業日は18:10まで緊急対応あり

取扱い事項

- ・授業・時間割に関すること
- ・履修登録に関すること
- ・試験及び学業成績に関すること
- ・入学・休学・退学・修了・転コース等の学籍に関すること
- ・証明書(和文・英文)の発行

証明書は教務部窓口にある所定の申請書、または[申請フォーム](#)から申し込んでください。

種類	料金
在学証明書	¥300
修了証明書	¥300
修了見込証明書	¥300
成績証明書	¥500
その他の証明書	¥500

申請フォーム



※ 修了見込証明書は2年次より発行可能です。

※ 当日発行は、料金が倍になります。

□ オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、教員が原則として週1回（60分程度）研究室等において待機し、学生からの自由な質問や相談等を受けつける時間帯のことを指します。各教員のオフィスアワーについての情報はTCU Portalで確認してください。

東京基督教大学
学習における生成 AI 利用ガイドライン

1. 本学の基本的な考え方

東京基督教大学では、皆さんの学習において生成 AI を利用することを一律に禁じることはしません。社会に流通しているツールですから、学習利用の場合は、自分で思考する力を高めるために賢く用いることを奨励します。注意点を以下に示しました。受講している授業での利用については、利用の可否も含めて、科目を担当している教員の方針に従ってください。

2. 本ガイドラインが対象とする生成 AI

生成 AI とはユーザーの入力する質問（プロンプト）に対する回答を自然言語等の形式で出力するプログラムのことで、以下のようなサービスを指します。

ChatGPT、Copilot、Gemini、Claude、Stable Diffusion、Midjourney 等

3. 生成 AI 利用の注意点

- a. 授業での生成 AI の利用の可否、利用条件等は科目担当教員の指示に従うこと。
- b. 生成 AI が出力した文章を自らの考えとしてレポート等の課題に転載することは禁止する。
- c. 生成 AI の出力は間違っただけの情報を含む場合があるため、必ず真偽の判断を行うこと。
- d. 生成 AI は倫理的な問題を含む表現を出力する場合があることに注意すること。
- e. 課題の作成に生成 AI を使用した場合は、利用した旨と生成過程の提出を求められる場合がある。
- f. 生成 AI に入力した情報は機械学習に利用される場合があるため個人情報や機密情報は入力しない。
- g. 生成 AI の出力は著作物に類似する可能性があることに注意し、著作権侵害の可能性のある場合は使用しないこと。但し、授業での発表等授業の範囲内で利用することは著作権法第 35 条教育目的の利用に当たるため利用可能。

4. ガイドライン違反時の取扱い

本ガイドラインで定める生成 AI 利用の指示に違反した場合、当該行為は不正行為とみなされ、学修の手引き「不正行為についての警告」に基づき処分の対象となる場合があります。

5. ガイドラインのアップデート

生成 AI の精度は日々進歩しているため、利用に関する注意事項も変化します。本ガイドラインは 2025 年 11 月現在のものであり、適宜アップデートを行う予定です。